

2025年2月25日

各 位

会 社 名 日 機 装 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 甲 斐 敏 彦 (コード番号 6376 東証プライム) 問合せ先 執行役員コーポレート部門長 村 上 雅 治 (TEL. 03-3443-3717)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 3 月 28 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業の目的事項の追加を行なうものです。
- (2)当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、経営の健全性および効率性の確保に取り組んでいます。 今般、当社を取り巻く経営環境の変化に応じ、業務執行の最高責任者である社長が執行役員としての役位であることを明確にするため、役付取締役に関する規定を変更します。これに伴ない、株主総会および取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、株主総会および取締役会の招集者および議長に関する規定について、所要の変更を行なうものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変
第2条(目的)	第2条(目的)
当会社は次の事業を営むことを目的とす	当会社は次の事業を営むことを目的とす
る。	る。
1.~4. <条文省略>	1.~4. <現行どおり>
<新 設 >	5. 電気通信事業法に定める電気通信事業
<u>5.~7.</u> <条文省略>	<u>6.~8.</u> <現行どおり>

現行定款

第14条(総会の招集者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって<u>社長</u>が招集し、<u>社長</u>差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

第15条(総会の議長)

株主総会の議長には<u>社長</u>があたり、<u>社長</u>差 し支えあるときまたは欠員のときは、あら かじめ取締役会において定めた順序により 他の取締役があたる。

第22条(代表取締役および役付取締役)

- ① <条文省略>
- ② 取締役会は、その決議によって、取締 役の中から会長、副会長、社長各1名 を定めることができる。

第26条(取締役会の招集者および議長) 取締役会の招集者およびその議長には<u>社長</u>があたり、<u>社長</u>差し支えあるときまたは欠 員のときは、あらかじめ取締役会において 定めた順序により他の取締役があたる。

変 更 第

第14条 (総会の招集者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって<u>あらかじめ取締役会で定める取締役</u>が招集し、<u>当該取締役に</u>差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

第15条(総会の議長)

株主総会の議長には、あらかじめ取締役会で定める取締役があたり、当該取締役に差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役があたる。

第22条(代表取締役および役付取締役)

- ① <現行どおり>
- ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長、副会長各1名を定めることができる。

第26条(取締役会の招集者および議長) 取締役会の招集者およびその議長には<u>あらかじめ取締役会で定める取締役</u>があたり、 <u>当該取締役に</u>差し支えあるときまたは欠員 のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役があたる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 : 2025 年 3 月 28 日 (金) 定款変更の効力発生日 : 2025 年 3 月 28 日 (金)

以上